

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 16 日

保健医療福祉担当主管部局 御中

厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室

大規模災害時における「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の
活用に向けた対応について（依頼）

平素より防災及び災害対応に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
大規模災害時における「災害時保健医療福祉活動支援システム（以下「D24H」という。）」の円滑な運営に向け、研修資料並びに動画の他、Q&Aについて「大規模災害時における「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の活用について（周知）」（令和7年7月25日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付及び厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室連名事務連絡）において、お知らせしたところです。

今般、D24Hの閲覧権限について、市区町村にも範囲を広げるため、各都道府県にて、県内の市区町村の取りまとめを行い、以下の情報について御登録いただきたく、御協力の程よろしくお願いいたします。

引き続き、D24Hの活用については、各都道府県防災担当主管部局とも連携を図るよう、お願いいたします。

なお、保健医療福祉活動チーム、関係団体等へのD24Hの閲覧権限については、改めて周知いたします。

（照会先）

厚生労働省大臣官房厚生科学課

災害等危機管理対策室 川名、野中、小岩井

電話番号：03-3595-2172（直通）

メールアドレス：saigai-kikishitsu@mhlw.go.jp

記

1. 自治体アカウントの作成について

- ・ 現在、災害保健情報システムのアカウントが付与されている都道府県庁、保健所においては、D24H の閲覧権限が付与されています。都道府県においては、既存のアカウント以外に作成する県内市区町村アカウントの情報※について、別紙1「市区町村アカウント作成」シートに記入のうえ、厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室（saigai-kikishitsu@mhlw.go.jp）宛てに御提出ください。※保健所設置市・区の保健所においてはアカウントが既に付与されていますが、これとは別に、本庁にはアカウントの付与がされていないので、保健所設置市・区の本庁も含めて取りまとめをお願いいたします。なお、区については、特別区のみ該当します。
- ・ 登録するアカウントは1組織1つまでをお願いいたします。最終的に閲覧用アカウントを御登録されるか否かは、各市区町村の任意とさせていただきます。

2. 提出期限

令和8年3月6日（金）